

つくば市監査公表第3号

平成28年8月23日

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査等の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査等の実施期間

平成28年4月7日から平成28年6月30日まで

第3 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市都市公園条例第14条第2項の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 羽成公園他12公園
- 2 所管部課 建設部公園・施設課
- 3 指定管理者 特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会

第4 監査等対象の事項及び範囲

平成27年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第5 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。

(5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。

(6) 出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正か。

(7) 公の施設の管理に係る管理規定，経理規定等の諸規定は整備されているか。

第6 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 羽成公園他12公園
- 2 指定管理者名 特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
- 3 議会の議決 平成25年11月7日 つくば市議会定例会
- 4 指定管理者の指定 平成25年12月26日（告示日）
- 5 協定の締結 平成26年2月21日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日（3年間）
- 7 指定管理料 平成27年度 164,070,000円

第7 業務の範囲

- 1 管理施設の使用許可，その許可の取り消し，効力の停止及び条件の変更に
する業務
- 2 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 管理施設等の維持管理に関する業務
- 4 管理施設の利用促進に関する業務
- 5 前各項に掲げるもののほか，市又は指定管理者が必要と認める業務

第8 監査の結果

指定管理者は，条例等関係法令の定めるところにより，施設の目的や基本協定，年度協定，業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また，出納その他の事務の処理状況もおおむね適正

に執行されているものと認められた。

なお、指摘、要望事項については、下記のとおりであるので、適切な対応を検討され、適正な事務の執行に努められたい。

1 指摘事項

(所管課)

利用料金については、一部、条例と金額の相違が見られた。今後は条例等に基づき、適正に処理されたい。

2 要望事項

(団体)

社用車の利用状況が記録されていないため、利用状況が不明で、燃料費等の突合が困難となった。今後は、社用車の適正な運行を図る上でも運行記録簿を作成し、管理運営の把握に努められたい。